

岩手県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県知事から次のとおり通知があった。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 上閉伊郡大槌町
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年5月30日から同年8月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量